

新座市公共施設高効率照明機器導入補助金交付要綱

(令和6年3月29日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号制定）に基づき、市の公共施設に高効率照明機器を設置する者に対して新座市公共施設高効率照明機器導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「高効率照明機器」とは、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号制定）別紙2の2(2)ウ(チ)に定める高効率照明機器であって、次のいずれかの機能を有するものをいう。

- (1) スケジュール制御機能（あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路又はグループ化し、若しくはパターン化した回路を自動的に点滅し、又は調光制御する機能をいう。）
- (2) 明るさセンサによる一定照度制御機能（明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する機能をいう。）
- (3) 在・不在調光制御機能（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅し、又は調光制御する機能をいう。）

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（次条において「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 市が実施する公共施設への高効率照明機器導入事業（リース契約）により、当該公共施設に高効率照明機器を設置すること。
- (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に定める交付要件（高効率照明機器の設置に係る部分に限る。）を遵守すること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、高効率照明機器の設置に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を合算した額とし、事業実施年度の予算に定める額を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新座市公共施設高効率照明機器導

入補助金交付申請書に必要書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市公共施設高効率照明機器導入補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに補助金の交付に係る設備（次条及び第8条において「対象設備」という。）の設置に着手するものとする。

（変更等承認申請）

第7条 交付決定者は、第5条の規定による申請の内容を変更し、又は対象設備の設置を中止しようとするときは、新座市公共施設高効率照明機器導入補助金変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了報告）

第8条 交付決定者は、対象設備の設置の完了後、速やかに新座市公共施設高効率照明機器導入完了報告書に必要書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（交付確定通知）

第9条 前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新座市公共施設高効率照明機器導入補助金交付確定通知書により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、新座市公共施設高効率照明機器導入補助金請求書により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

（リース料からの控除）

第11条 交付決定者は、この要綱に基づき交付された補助金の額に相当する額を、対象設備の取得価格から控除してリース料を積算しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。